

東山老人憩いの家運営委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、東山老人憩いの家（以下「憩いの家」という。）の適切な運営と高齢者福祉の発展を期するため、東山老人憩いの家運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することを目的とする。

(委員)

第2条 運営委員会の委員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区長
- (2) 区長代理
- (3) 区長代理（会計専任）
- (4) 顧問
- (5) アドバイザー
- (6) 相談役
- (7) 区議員議長
- (8) いきいきクラブ会長・副会長・書記・会計
- (9) 東明地区区議員
- (10) 東明大組長
- (11) 生涯学習活動地区推進員
- (12) 民生児童委員
- (13) 老人憩いの家管理人

(委員の任期)

第3条 運営委員会の委員の任期は、その職にある期間とする。

(活動)

第4条 運営委員会は、次の各号の活動を行う。

- (1) 憩いの家の運営に関すること。
- (2) 憩いの家の使用に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 運営委員会に、次の役員をおく。

- (1) 委員長
- (2) 管理責任者
- (3) 会計

- 2 役員を選任については、次のとおりとする。
 - (1) 委員長は、区長をもってあてる
 - (2) 管理責任者は、東山いきいきクラブ会長をもってあてる。
 - (3) 会計は、東山いきいきクラブ会計をもってあてる。
- 3 役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長は、本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
 - (2) 管理責任者は、憩いの家の管理を司り、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 会計は、運営委員会の会計を司る。

(会議)

第6条 運営委員会は、年1回の開催とする。

- 2 委員長が、必要と認めたときは、臨時に運営委員会を開催することができる。
- 3 議決を必要とする事項については、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行し、東山老人憩いの家運営委員会規約（平成5年4月1日）は廃止する。
- 2 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成30年4月1日から施行する。